

第 3 章 事 業

(事業)

第 8 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般会員及び特別会員に対する共済給付事業
- (2) 一般会員に対する共済貸付事業
- (3) 一般会員及び特別会員に対する文化活動等に関する事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業